

## 会議録

会議の名称	令和7年度第1回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会
開催日時	令和7年10月31日(金) 午後3時00分 開会 午後3時42分 閉会
開催場所	茨木市保健医療センター3階 大会議室
会長	永松 伸吾
出席者	永松 伸吾(関西大学 社会安全学部 安全マネジメント学科 教授) 田村 正興(立命館大学大学院 政策科学研究科 准教授) 金村 仁(茨木市医師会会員) 加藤 信幸(茨木市薬剤師会会长) 木下 優(大阪府茨木保健所長) 【5人】
欠席者	なし
事務局職員	村上健康医療部長、浦健康医療部副理事、奥野健康づくり課長、 三河健康づくり課課長代理兼健康企画係長、 浜本健康づくり課上席主幹、飯盛主幹兼保健衛生係長、 瀧本健康づくり課主査、松田健康づくり課職員、 寺西危機管理監、佐々木危機管理課長、 白木危機管理課課長代理兼防災政策係長、吉田危機管理課主査 【12人】
開催形態	公開
議題(案件)	(1) 会長・副会長の選出について (2) 会議及び会議録の公開・非公開について (3) 市新型インフルエンザ等対策行動計画[第2版]案について (4) 今後のスケジュール及び次回会議日程について
配布資料	次第、配席図、審議会委員名簿、審議会規則、諮問書 (1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要(大阪府資料引用) (2) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント(令和6年7月2日閣議決定) (3) 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要 (4) 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画[第2版]概要(案) (5) 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画[第2版](案) (6) 市町村行動計画作成の手引きと府行動計画との比較一覧 (7) 今後のスケジュール及び次回会議日程(案)

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
司会（事務局）	<p>皆様こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会を開会いたします。</p> <p>まず、開会にあたりまして、村上健康医療部長からご挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(村上健康医療部長挨拶)</p> <p>続きまして、委員の皆さまのご紹介と、事務局の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>本来であれば、委嘱状をおひとりずつお渡しするのが本意ではございますが、進行の都合上、委嘱状をお手元にご用意させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願ひいたします。</p> <p>それでは、皆さまをご紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたら、ご起立いただきますようお願ひいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西大学 教授 の永松委員でございます。</li> <li>・立命館大学 准教授 の田村委員でございます。</li> <li>・大阪府茨木保健所 所長 の木下委員でございます。</li> <li>・茨木市医師会 の金村委員でございます。</li> <li>・茨木市薬剤師会 会長 の加藤委員でございます。</li> </ul> <p>続いて、事務局職員です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村上 健康医療部長</li> <li>・浦 健康医療部副理事</li> <li>・奥野 健康づくり課長</li> <li>・寺西 危機管理監</li> <li>・佐々木 危機管理課長</li> <li>・白木 危機管理課 課長代理兼防災政策係長</li> <li>・三河 健康づくり課 課長代理兼健康企画係長</li> <li>・瀧本 健康づくり課主査</li> <li>・浜本 健康づくり課上席主幹</li> <li>・松田 健康づくり課職員</li> <li>・飯盛 健康づくり課 主幹兼保健衛生係長</li> </ul>
司会（事務局）	<p>続きまして、委員の皆さまのご紹介と、事務局の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>本来であれば、委嘱状をおひとりずつお渡しするのが本意ではございますが、進行の都合上、委嘱状をお手元にご用意させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願ひいたします。</p> <p>それでは、皆さまをご紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたら、ご起立いただきますようお願ひいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西大学 教授 の永松委員でございます。</li> <li>・立命館大学 准教授 の田村委員でございます。</li> <li>・大阪府茨木保健所 所長 の木下委員でございます。</li> <li>・茨木市医師会 の金村委員でございます。</li> <li>・茨木市薬剤師会 会長 の加藤委員でございます。</li> </ul> <p>続いて、事務局職員です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村上 健康医療部長</li> <li>・浦 健康医療部副理事</li> <li>・奥野 健康づくり課長</li> <li>・寺西 危機管理監</li> <li>・佐々木 危機管理課長</li> <li>・白木 危機管理課 課長代理兼防災政策係長</li> <li>・三河 健康づくり課 課長代理兼健康企画係長</li> <li>・瀧本 健康づくり課主査</li> <li>・浜本 健康づくり課上席主幹</li> <li>・松田 健康づくり課職員</li> <li>・飯盛 健康づくり課 主幹兼保健衛生係長</li> </ul>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>・吉田 危機管理課主査 事務局職員は、以上でございます。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただくにあたり、お手元の資料を確認させていただきます。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それでは会議に移らせていただきます。</p> <p>会議の議事進行は、当審議会規則第5条第2項により会長が行うこととなっておりますが、本日は委嘱後初めての会議であるため、会長が選出されるまでは、村上健康医療部長が進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
村上部長	<p>それでは、会長が選出されるまでの間、議事進行を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
司会（事務局）	<p>本日の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。</p> <p>委員総数5人のうち、出席は5人、欠席はありません。</p> <p>半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第6条第2項により、会議は成立いたしております。</p>
村上部長	<p>それでは、会議次第に沿って、議題1「会長・副会長の選出について」を議題といたします。</p> <p>会長及び副会長の選出につきましては、当審議会規則第5条第1項により委員の互選により定めるとしておりますが、ご意見はございますでしょうか。</p>
木下委員	<p>会長には、防災や危機管理に精通されております関西大学の永松先生に、お願ひしたいと思います。副会長につきましては、公共政策や社会マネジメントにお詳しい立命館大学の田村先生にお願いしてはいかがでしょうか。</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
村上部長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま木下委員からご提案がありました、会長を関西大学の永松委員に、副会長を立命館大学の田村委員にお願いするというご提案ですが、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
村上部長	<p>ご異議なしということでございますので、会長に永松委員、副会長に田村委員と決定させていただきます。</p> <p>それでは、永松委員、恐れ入りますが、会長席へお移りください。議事進行をよろしくお願ひいたします。</p>
司会（事務局）	<p>それでははじめに、恐れ入りますが、永松会長と田村副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
永松会長	<p>僭越ながら、会長にご推挙いただきました永松でございます。</p> <p>村上部長のお話にもありましたように、前回の行動計画策定の際に委員を務めさせていただきまして、そういう経緯でということだと理解しておりますが、精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。</p>
司会（事務局）	<p>田村副会長、お願ひいたします。</p>
田村副会長	<p>副会長にご推挙いただきました田村と申します。</p> <p>私は今回初めて務めさせていただきますが、普段、感染症等につきましては、データ分析の観点から人々の行動変容や政策効果を測定するというような研究をしております。</p> <p>皆様と協力して私自身も貢献していければ幸いです。どうぞよろしくお願ひします。</p>
司会（事務局）	<p>それでは、改めまして、市から会長宛に諮問書を提出させていただきます。</p> <p>本市の審議会運営におきましては、市から審議会会长へ諮問書を提出することとしておりますので、第1回目の資料として委員の皆さんに配布することで、市からの諮問とさせていただきます。</p> <p>(永松会長へ村上部長から諮問書を手渡し)</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
永松会長	<p>それでは、改めて議題に入らせていただきたいと思います。          円滑な会議進行について、皆様のご協力をお願いいたします。          議題2「会議及び会議録の公開・非公開について」でございます。          茨木市の審議会の運営におきましては、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第3により、原則公開することとなっております。          当審議会におきましても、広く市民の理解を得るという観点から原則公開とし、会議録についても同様としてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声】</b></p> <p>それでは、公開と決定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に議題3「市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕案について」でございます。          事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (三河)	<p>健康づくり課の三河でございます。改めてよろしくお願ひいたします。          着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは議題3「市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕案について」ということでございます。ご覧いただきますのが資料の1から6です。資料1から順に説明をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、今回は第1回の審議会でございますので、市行動計画の改定に至る経過からご説明申し上げますと、本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、先ほど部長からの説明にもございましたが、平成26年2月に「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しているところでございます。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の対応や法改正等を踏まえ、令和6年度に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されたことを受けまして、本市においても全面的に改定をするものでございます。</p> <p>資料1でございます。</p> <p>まず国の政府行動計画改定の概要についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料1の標題の下に記載がありますとおり、行動計画は、「感染症危機発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるように、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したもの」とされております。</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>その下、左側の囲みにございますように、新型コロナ対応等での課題といたしまして「平時の備えの不足」や「変化する状況への対応の課題」、「情報発信の課題」等がありましたことから、改定後の政府行動計画のポイントとして、新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置き平時の準備を充実させることや、中長期的に複数の波が来る想定して、対策を柔軟かつ機動的に切り替えること、これまでよりも対策項目を拡充し、準備期・初動期・対応期の3区分に設定するなど、新型コロナ対応等での課題に対応した内容に改定されたものでございます。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>こちらも政府行動計画改定のポイントをまとめたものでございまして、表紙をめくり2枚目につきましては、全体的な内容であることから資料1の内容と多くが重複しますので割愛させていただきます。</p> <p>3枚目は各論のポイントといたしまして、新たに追加された対策項目についての記載でございます。</p> <p>一つ一つの項目が、これまで別の項目の中で一定の記載があったか、もしくはほとんど無かった内容でございまして、今回の改定で新たに内容を記載または記載を充実させて、新規の対策項目として追加されたものでございます。</p> <p>4枚目につきましてはこれまで実施体制についてや、まん延防止についてなど、これまでございましたが、コロナ禍における情報発信の課題を受けてリスクコミュニケーションの項目が追加されたことや、変化する状況への対応を図るため、まん延防止に係る記載を充実さるなど、新計画におきましては、それぞれの項目の記載を充実した内容とされております。</p> <p>続きまして、資料3でございます。資料3は、大阪府行動計画の概要でございます。</p> <p>こちらの資料も4ページございますが、1枚目からご覧いただきまして、大阪府におきましても、政府行動計画の改定を受けて令和7年3月に計画を改定されており、計画に基づく対策の目的はこれまでと変更はございませんが、政府行動計画の改定及び新型コロナ対応を踏まえまして、都道府県レベルで対応される内容・対応可能な内容として、まん延防止に係る府独自の指標の設定などを含めた内容として改定をされております。</p> <p>大阪府においても、さきほどの国と同様に13の対策項目といたしま</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>して、対策項目ごとに準備期・初動期・対応期の3区分で、都道府県が取り組む内容として記載をされております。</p> <p>2枚目以降につきましては、その13項目の主な取組をまとめて記載をされているものでございますが、項目ごとの説明は割愛させていただきます。</p> <p>次に資料4につきましては、「茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕案の概要」をまとめたものでございまして、資料5は計画の本編の案でございます。</p> <p>市の行動計画につきましては、再度のご説明となる部分がございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法により、「市町村は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成すること」とされていることから、今回、市行動計画を改定するのですが、特措法第8条第2項に掲げる事項を市の行動計画に定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画の内容と整合を取る必要があります。</p> <p>実際に、今回市行動計画の改定案を作成するにあたりましては、特措法にございます記載必須事項を盛り込むとともに、政府行動計画との整合を図るため、国から提供されております「市町村行動計画作成の手引」をベースといたしまして、また、大阪府行動計画の記載事項を踏まえ、作成を進めてきたところでございます。</p> <p>資料4の左上の記載でございますが、「今後の未知のウイルスに対する備え」としてまとめたものを記載しており、この内容は、令和6年3月に市で作成をいたしました「新型コロナウイルス感染症対応の記録」から抜粋・転記したものでございます。</p> <p>本市におきましても、コロナ禍での対応を踏まえ今回の改定をするものとして、資料の左下に主な改定内容をいくつか項目立てて記載しております。</p> <p>感染症危機対応におきましては、国・府・市ののみならず、医療機関や事業者、そして市民等につきましても、それぞれの役割において取るべき対策があることから、国や大阪府の計画との整合に留意し、保健所設置市でない一般市として取り組む必要がある7つの対策項目について、国・府の計画と同様に3区分での記載しております。</p> <p>また、より具体的な対応を進めることができるように、各対策項目の記載事項を充実させるとともに、市担当部署の記載を「部」から「課」へと改めるなどの変更をしております。</p> <p>なお、一番左下に記載をしておりますが、本計画で対応する感染症に</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>つきましては、地域保健法及び「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づきまして、市町村が作成をいたします「健康危機管理の対応について定めた手引書」と同様でございますので、「大阪府茨木保健所健康危機対処計画」を踏まえ、本計画を「茨木市健康危機管理の対応について定めた手引書」としても位置付け、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めることといたします。</p> <p>資料の右側でございます。こちらには、先ほど申し上げました7つの対策項目の概要をまとめており、各対策項目につきましては、一般市として取り組むべきものとして記載をしております。</p> <p>なお、保健所設置でない一般市が取組む対策項目といたしましては、さきほど国と大阪府では13あった対策項目から、「情報収集・分析」「サベイランス」「水際対策」「医療」「治療薬・治療法」「検査」この6つを除いた7項目となります。</p> <p>続きまして資料5の、計画の本編の案でございます。</p> <p>こちらの内容についてのご説明は、先ほどの概要の説明で代えさせていただきますが、計画本編の構成についてご説明を申し上げますと、改定案は、大きく3つの部で構成をしておりまして、第1部「新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画」につきましては、主に特措法の意義や行動計画について、第2部「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」は、主に基本的な戦略や考え方及び各対策項目等について、第3部「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」につきましては、先ほども申し上げております7つの対策項目ごとに、準備期・初動期・対応期の3区分に分けて、市担当課の役割分担に応じた具体的な内容として記載をしているものです。</p> <p>改定案の構成といたしましては、大阪府行動計画との整合を図り、同様の構成にするとともに、第3部の各項目につきましては、市が取り組むべき内容として、大阪府や市等の役割分担に応じて、大阪府の対策とも連動した取組を実施できるよう留意した内容としております。</p> <p>最後に、資料6でございます。</p> <p>こちらは横長の資料となっておりまして、国の市町村行動計画作成の手引と、大阪府行動計画、そして本市行動計画の改定案に記載した内容の対応を一覧としたものです。</p> <p>左の列から国手引、大阪府、右端が現状の市計画の内容でございます。各項目及び取組について個別に読み上げはいたしませんが、現時点におきまして、市町村行動計画として記載が必要な事項は盛り込むことが</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>できており、その整合の確認のため、参考に添付をさせていただいているものです。</p> <p>なお、計画の本編につきましては、今後、パブリックコメントの実施までには、文言や文章の体裁などの軽微な修正を行うことに加えまして、現状において注釈や巻末の用語集を作成しておりませんので、それらを作成する予定としております。</p> <p>私からの説明は以上でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
永松会長	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>おそらくご説明の主旨は、この計画がいわばその特措法に基づく法定計画であって、国の手引きや府の行動計画に従って作成されるものであるということ。その中で、13項目のうちの7つの項目に限定して作成されているというところが非常に重要なところかなというふうに思います。</p> <p>いかがでしょうか。特に気になる点等ございませんでしょうか。</p> <p>(質問の声なし)</p>
永松会長	<p>では、私からひとつよろしいですか。</p> <p>資料6の4ページ目のリスクコミュニケーションのところなんですが、拝見している中で非常にここがちょっと茨木市の特徴的といいましょうか、この記述の一番右のところ、SNSの動向やコールセンターに寄せられた意見等を通じてという記述、特にSNSのところの記述をされているっていうのは、国や府の計画の中では言及のないところを独自に追記されたのだろうなというふうに思うのですけども、何かその意図というか、特にそのSNSの動向を把握しようとなれば、専従の職員を置いて結構緻密にそれを見ていかなければならぬのではないかなどいうふうに思っているのですけれども、そういう趣旨なのかどうかということについてお知らせいただければと思います。</p>
事務局 (三河)	<p>ありがとうございます。</p> <p>SNSについてでございますが、平時において、市でも各種SNSは運</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>用しているところでございまして、昨今 SNS についてはいろいろと話題になるところではございますが、そういったところで、いろいろな市民のかたのご意見等も拾うことができるのかなというところも想定しております。</p> <p>具体的にどう展開していくのかというところまで、ここでは言及をでけてはおりませんが、情報を収集し、また双方のコミュニケーションを取っていくというところで国・府も行動計画を策定されておりますので、そういった趣旨に従いながら市もリスクコミュニケーションということで、情報を適切に提供してまいりたいなというところでございます。</p>
永松会長	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>普段、茨木市はもちろん健康危機管理に限らず、災害時なんかでもおそらく SNS の活用っていうのは検討されていると思うのですけれども、常時・平時からそういったその市の行政に対するいろいろな意見みたいなものをモニターしているようなそういう体制をお持ちなのでしょうか。</p>
事務局 (三河)	<p>現状ではモニタリングしているというような意味合いからは、そういった体制は無いものと認識しております。</p>
永松会長	<p>わかりました。特にこういう事象が起ったときには、いわゆる健康福祉関連の部門・部局が、気を付けて見るということですね。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>みなさんいかがでしょうか。</p>
田村副会長	<p>私も同じく情報提供のところで、日本語能力が十分でない外国人という記載があるのですが、内容についての疑問とかでは全くないのでですが、茨木市はそこまで外国人の居住者はそこまで多くはないと思うのですが、特徴的なのは大学にいる外国人留学生で日本語をしゃべれない居住者は多いように思うんです。</p> <p>イメージとして、茨木市で情報提供するという場合は、どちらかというと大学の保健センター等が外国人留学生に情報提供することも大事かなと思いますが、市として情報提供する場合は、学生以外の居住の方々へのアピールが必要との理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (三河)	<p>先生が仰っていただきましたように、多様な方々がいらっしゃる中で、留学生の方をはじめとした外国人の方も多く住まれているというところ</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	でございます。居住されている方については、市の広報誌等もございますので、そういうものも活用しながら情報をお伝えすることもできるものと思いますが、一方で居住されていない方については、たとえば先ほど申し上げましたような SNS もそうですし、先生に仰っていただいたように学生に対しては大学を通じてとか、あとは働いておられる方については事業者を通じてといったところも想定できるところかなと思います。
永松会長	よろしいでしょうか。
田村副会長	はい。
永松会長	ありがとうございます。 それではその他、ご意見ございませんでしょうか。 特に現場で関わる委員の皆様には、いろいろとお感じになることもあるかもしれませんので、もし何かございましたら。
加藤委員	薬剤師会の加藤です。この計画自体は緻密にいろいろと定めていただいていて、何も突っ込むところは特にならないかなと感じているんですけども、実際その現場でさせていただいている中で感じることとして、物品・物資の部分ですね、色々備えていただいているかと思いますけども、一度購入してそのままずっと置いておけるものとそうでないものってやっぱりあったりするかと思いますので、そのあたりの予算の確保であったり入れ替えであったり、それを例えれば我々薬局から薬局備蓄として提供するであるとか、今回はコロナのことでもありますけれども、ご協力できることをしていきたいなということと、期限を切れたものにならないようにうまいことしていきたいなとふうに感じておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
永松会長	ありがとうございます。 計画そのものというよりも今後に向けてということでご意見を賜りました。 せっかくですから出席の委員の方からお一言ずつなにかいただけたらと思うのですが、いかがでしょう。
金村委員	済生会病院の金村と申します イメージといったしましては、やっぱり新型コロナウイルスの時に現場

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>にいるものとして一番必要としていたのが、情報提供といいますか、実際にどのくらいの感染者が茨木市内近隣にいらっしゃるのかっていうことで、情報提供する側が各医療機関でしか、もう本当に最初の頃っていうのはもっていなかった。</p> <p>当院もなかなか当時は新型感染症の対策が不十分であったものでして、できることやできないことを院内で決めるということしかできなかつたわけですけれども、その経験を踏まえて院内での感染症対策は色々できるようになっていると思うんですけれども、その時必要になってくるのは情報でありますので、その辺りは市のほうから情報提供いただけた仕組というのをございますでしょうか。</p>
事務局 (三河)	医療機関さんに対する情報提供の仕組ということでしょうか。
金村委員	そうですね。保健所さんを通してになるのかもしれません。
木下委員	保健所を通してになるかと思います。
	<p>特に意見はないんですけども、コロナの時みたいに自宅待機者への生活支援みたいなのをスムーズに保健所とも連携してやっていただけたらありがたいなと思っています。今までではそういう枠組が確立されていませんでしたので、今回の改定でそれがよりスムーズになるんじゃないかなと思って、ちょっと期待しているところです。</p>
永松会長	<p>ご意見ありがとうございます。私は地域防災とか災害のほうが専門で、今内閣府のほうでも避難所の対応というよりは、避難されている人っていうのは必ずしも避難所にいるわけではなくて、在宅で避難されている方もいっぱいいて、場所じゃなくて人を見なきゃいけないよっていう転換が今起こっているんですけど、まさしく新型コロナの対応っていうのはそういうことの必要性を我々に突き付けたっていうふうに考えてまして、このあたりはそうした方々、在宅でいらっしゃる方の見守りっていう部分は、これから大きな課題となってくるのかなということを改めて思いました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p>それでは一通りご意見をいただきて、特に今のところ計画（案）そのものに関わるご意見というのはなかったと認識しておりますが、特にこ</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>れ以上のご意見ないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>「今後のスケジュール及び次回会議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (三河)	<p>それでは、議題4についてご説明させていただきます。</p> <p>資料7をご覧いただけますでしょうか。資料7につきましては、今後の策定に向けたスケジュールの流れを案としてご提示をさせていただくものでございます。</p> <p>本日の会議以後、来年の3月の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。</p> <p>策定前には、広く市民等の意見をお聴きすることによりまして、市の政策等の意思形成過程に市民参加を進め、その有益な意見によってより良い計画を策定するために、来年1月中旬頃からパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。</p> <p>パブリックコメントの時期を考えますと、本日の会議でいただきましたご意見等を踏まえ計画案を修正させていただくとしたら、パブリックコメント前の計画案をご提示させていただくために12月後半頃に第2回の審議会を開催いたしまして、パブリックコメント実施後には、そのご意見等を踏まえて計画案の修正等を行い、最終案をご提示するためには2月下旬頃に第3回審議会を開催するといったことを想定し、案として作成したスケジュールでございます。</p> <p>大変タイトなスケジュールで誠に恐縮ではございますが、先ほどの議題3で頂戴いたしましたご意見等を踏まえまして、次回の会議時期につきましてもご意見等を頂きたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
永松会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明について、委員の皆さまからご質問やご意見等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>先ほどの議題3の中で、出てきたご意見というものは直接この計画そのものを大きく修正するようなものではないというふうに認識しております。恐らく事務局のほうでも、これから文言を詰めたりという作業はあろうかと思うのですが、パブリックコメント前の計画としてそれほど大きな変更がないということであれば、このような対面でということよりも書面開催みたいな形で、簡略化していただければタイトなスケジュ</p>

## 議事の経過

発言者	発言の要旨
	<p>ールの中で事務局のほうもやりやすいのではないかと思いまして、もし皆様のご了承をいただけるのであれば、第2回は書面開催という形で、ご提案させていただきたいと思います。いかがでしょう。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声】</b></p>
永松会長	<p>ありがとうございます。そうしましたら、議題4につきましてはそのような形で取扱せていただければと思います。</p> <p>本日の案件は以上です。</p> <p>最後に事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいいたします。</p>
事務局 (三河)	<p>ありがとうございます。</p> <p>最後、連絡事項でありまして、本日の会議録を作成させていただきます。会議録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、皆様にお送りをさせていただきますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいいたします。以上です。</p>
永松会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これをもちまして、令和7年度第1回茨木市新型インフルエンザ等対策審議会を終了いたします。</p> <p>皆様、長時間ご協力ありがとうございました。</p>